

平成25年度 地域ケアプラザ事業計画書

1 施設名

横浜市大豆戸地域ケアプラザ

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

大豆戸地域ケアプラザを取り巻く菊名地区・太尾地区は医療機関や商業地も多く、利便性が高くなっています。比較的古くからある地域ですが、近年マンション建設が進み、子育て中の若い世代も多くなっているため、高齢者、子育て世代等、幅広い層への支援が必要です。

障がい児・者をめぐっては、関わりが分からないと感じている方が多いので、障がいのある方とない方との日常的なふれあいの機会を作ることが求められ、地域で引きこもりがちな障がい者とどう接していくかも課題になっています。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

地域ケアプラザは、高齢者、障がい者、乳幼児等、心身の状態が弱い方も含めて、地域の様々な方が利用されます。建物の空調設備、電気設備、消防設備、自動ドア、エレベーター等の保守点検を定期的に行い、安全確保と設備が正常に作動することを最優先の上、館内の清掃及び消耗品の補充等を行い、地域の皆様が快適に安心して施設を利用し、サービスが受けられるよう、施設の維持管理に努めます。

イ 効率的な運営への取組について

同法人のケアプラザ 18 か所というスケールメリットを生かして、それぞれのよいところを吸収しあいながら事業を展開します。

地域ケアプラザの労務、経理、介護保険請求事務等の事務処理に関しては、法人本部と連携し法人内の全ケアプラザの事務担当会議を定期的開催し、情報交換をし、効率的な事務処理に努めます。

使用頻度の高い消耗品類は、法人全体で調査し、できるだけ低価格の業者を選び、コスト削減に努めます。

ウ 苦情受付体制について

法人で苦情解決規則を定めており、それに基づき地域ケアプラザにおいても苦情受付担当者、苦情解決責任者を設置して、ご利用者からのご意見、ご要望、また苦情等に対応します。

プラザ玄関脇の職員の見えない場所に意見箱を置き、自由な意見が出しやすいようにします。苦情を真摯に受け止め、原因・事実関係を明らかにし、体制を改善し再発防止に努めます。

また法人では公正・中立の立場からあつせん、調整を行う第三者委員会を設置し、適切な苦情解決に向けての体制を整備し、取り組みを図ります。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

地域ケアプラザでは緊急時（防犯・防災等）に備え、対応マニュアル、連絡網を整備します。緊急事態となった場合には、救助や消防・警察への通報など1次対応を行い、合わせて法人本部を含め情報を共有するとともに、市・区等関係者に連絡し適切に処理します。

防災に対しては消防計画等を策定し、港北消防署の協力を得て、防災訓練を行います。（平成25年9月20日及び、平成26年2月21日避難誘導訓練予定）

防犯に対しては、日中は職員が巡回を行い、夜間は機械警備を行います。

また横浜市より特別避難場所としての指定を受けて、災害時に地域防災拠点では避難生活を送ることが困難な高齢者などの避難場所としての役割を担います。

防災備蓄庫には、毛布・おむつ・食料品・水等の物資ほか簡易トイレ等を常備し、不備の無いよう定期的に点検し、非常時に備えます。

オ 事故防止への取組について

事故の再発防止に向けて、事故が発生したら、その日のうちに原因を究明・分析し、対応策を検討・実施後報告書を作成し、状況に応じて区と市に報告します。ヒヤットしたときは、ヒヤリハット報告書を作成し予防策を検討し、事故を未然に防止します。

また所内の各種会議で事故及びヒヤリハットを報告し話し合い、職員全体に周知・徹底するとともに事故防止への意識を高めます。

事例に基づいた実践的な緊急対応に関する研修を毎年行います。（事故防止の全体研修は6月20日に実施予定です。）毎月開催される法人内のケアプラザ所長会では、他の事業所での事故の事例を報告し合い共有することで、事故再発防止に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法人では個人情報保護規程を定め、それぞれのケアプラザでは個人情報の管理に関する担当者、責任者を定めています。また法人本部で実施される個人情報保護、情報セキュリティ研修を受講し、啓発に努めます。（ケアプラザ主催の個人情報保護、情報セキュリティ研修は5月24日に実施します。）

実際の個人情報の取り扱いとして、契約書、記録類は施錠できる書棚や机引き出しなどで保管することとし、携帯がどうしても必要な場合には、紛失や情報漏えいのないよう、個人が特定できないようマスキングを行い管理者に確認を得る等し、最小限の情報のみを携帯するようにします。また、個人情報データはナスにて管理し個人情報漏えいには万全を期しています。

キ 情報公開への取組について

法人では、横浜市が制定する、「情報公開条例」の趣旨に基づき、情報公開規程を定めています。

地域ケアプラザにおいて情報開示の請求があった場合には、法人で定めた情報公開規程にのっとり、積極的に情報を公開することに努めます。

またホームページはタイムリーに更新し、各種事業に関する情報などを幅広く市民の方に提供します。

ク 環境等への配慮及び取組について

今後起こりうる大震災の被害を想定し、徹底的な節電をおこないます。その他、節水・コピー用紙の裏面使用・ペーパータオルの廃止・自転車の積極的利用等、日常的に省エネルギー対策を励行します。ゴミの減量化に努め、資源ゴミの徹底した分別収集に協力します。

また植栽の管理等をとおして、環境保全を行い、職員同士で環境保全の担当を決め、環境美化に努めます。

更に毎年、電力消費がピークとなる夏季には軽装での執務を心がけ、使わない電気はこまめに消し、節電に努めます。

また、夏場は、デイサービスの窓側だけでなく、昨年同様に地域ケアプラザ入り口の窓側にも緑のカーテンとなるよう、ゴーヤを植え放射熱を防ぎます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

地域包括支援センター職員 兼務 保健師等 1 名、主任ケアマネジャー 1 名
社会福祉士 1 名、予防プランナー 4 名

《目標》

総合的、一体的に介護予防マネジメントを実施し、住みなれた地域で継続的な支援を受けられるようにしていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 通常のサービス地域を越える地域に訪問・出張する場合の交通費（実費）

《その他（特徴的な取組、PR等）》

サービス事業所の選択については、公正・中立な立場で多様で総合的にサービスを調整します。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
249	249	256	260	263	266
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
267	266	264	266	266	266

● 居宅介護支援事業

《職員体制》

専任 常 勤 2名
非常勤 2名

兼任 常 勤 1名

《目標》

ご利用者が地域での自立した生活を営むことができるように、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、公正中立な立場に立ち、居宅サービス計画の作成に当たると共に、調整を行い在宅生活を支援します。

事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス事業者等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整にあたります。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

- 通常のサービス提供地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合
 - ・ 交通機関の運賃分
 - ・ 自動車を利用した場合は、プラザより片道 6.5km 未満は無料とし、6.5km 以上は、10km ごとに 160 円をいただきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

ご利用者およびご家族の立場に立ったケアプラン作成を心がけています。

目標の実現に向けて、主任ケアマネジャーを囲んでの勉強会、研修への参加、他関係機関との情報交換等を積極的に行い、資質の向上に努めています。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4	5月	6月	7月	8月	9月
126	126	126	126	126	126
10月	11月	12月	1月	2月	3月
126	126	126	126	126	126

● 通所介護事業

《提供するサービス内容》

- ご利用者が自立した日常生活を営むこと及びご利用者のご家族のご負担を軽減させていただくことを目標に、ご利用者の心身の特性を踏まえ、そのお体の状況に応じて、入浴・排泄・食事等の介護等を行うとともに、個別機能訓練を行います。また、ご利用者のご家族に向けては、利用日の様子や介護医療に関する助言等を連絡帳で毎回報告し、9月には家族会を開催し情報交換を行います。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分（日）

（要介護1） 715円	（要介護2） 840円	（要介護3） 971円
（要介護4） 1102円	（要介護5） 1231円	
- 加算（日）
 - 入浴介助加算 53円
 - サービス提供体制加算（Ⅱ） 7円
 - 介護職員処遇改善加算 1ヶ月のご利用単位数の1000分の19に相当する料金
- 食費負担 700円

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 9:30 ~ 16:30

《職員体制》 介護予防通所介護と全員兼任です。
 生活相談員 3名、介護職員 25名（うち3名は相談員と兼務）、看護師・機能訓練指導員（兼務） 5名、調理員 5名、運転手 5名、事務 1名

《目標》
 ご利用が自立した日常生活を営むことを目標に、ご利用者の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》
 清潔で安全な入浴、ご利用者のご意見・ご要望をメニューに反映させたすべて手作りの昼食とおやつ他、行事やレクレーション等も季節感あふれるプログラムを提供しています。また、ご希望により個別機能訓練を実施し、お一人お一人の体力に合った計画に基づいて、筋力維持・向上のための体操や歩行訓練を行っています。
 生活相談員、看護師等が、ご家族やケアマネジャーとの連絡を密に致し、より良いサービス提供に繋げています。

《利用者目標（延べ人数）》

4月	5月	6月	7月	8月	9月
870	899	870	899	899	870
10月	11月	12月	1月	2月	3月
899	870	841	812	812	899

※ 単位は省略してください。 【単位：人】

● 介護予防通所介護事業

《提供するサービス内容》

- ご利用者の心身の特性を踏まえ、そのお体の状況に応じて、入浴・食事等の提供を行うとともに、運動器機能向上訓練を行います。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分（月額）
 - 要支援1・・・ 2213円 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）26円
 - 要支援2・・・ 4432円 サービス提供体制強化加算（Ⅱ）51円
 - 運動器機能向上訓練加算 238円
 - 生活機能向上グループ活動加算 106円
 - 介護職員処遇改善加算 1ヶ月のご利用単位数の1000分の19に相当する料金

- 食費負担 700円

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 10:00 ～ 16:00

《職員体制》通所介護事業と全員兼任です。

生活相談員 3名、介護職員 25名（うち3名は生活相談員兼務）、
看護師・機能訓練指導員（兼務）5名、調理員 5名、運転手 5名、
事務 1名

《目標》

ご利用者が自立した日常生活を営むことを目標に、ご利用者の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じて、通所介護サービスを提供していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

ご利用者のご意見・ご要望をメニューに反映させたすべて手作りの昼食とおやつ他、行事やレクレーション等も季節感あふれるプログラムを提供しています。また、ご希望により運動器機能向上訓練を行っています。自立支援の視点に立ち、住み慣れた地域や家で、安心して生活して頂けるよう、定期的に体力測定等を行いながら、体力の維持・向上を図ります。そして健康に過ごせるようお手伝いいたします。

生活相談員、看護師等が、ご家族やケアマネジャー、包括支援センターとの連絡を密に致し、より良いサービス提供に繋げています。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
25	25	25	25	25	25
10月	11月	12月	1月	2月	3月
25	25	25	25	25	25

● 介護予防認知症対応型通所介護事業

《提供するサービス内容》

- 認知症であるご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の入浴・排泄・食事等の介護等及び機能訓練を行うことによりご利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びにご利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを支援します。また、ご利用者のご家族に向けては、利用日の様子や介護医療に関する助言等を連絡帳で毎回報告し、9月には家族会を開催し情報交換を行います。
- 事業の実施にあたり、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努めます。

《実費負担（徴収する項目ごとに記載）》

- 1割負担分（日）
 - 要支援1・・・ 949円
 - 要支援2・・・ 1061円
- 加算（日）
 - 個別機能訓練加算 29円 入浴介助加算 53円
 - サービス提供体制強化加算（I）13円
 - 介護職員処遇改善加算 1ヶ月のご利用単位数の1000分の29に相当する料金

- 食費負担 700円

《事業実施日数》 週 7日

《提供時間》 10：00 ～ 16：00

《職員体制》 認知症対応型通所介護事業と全員兼任です。

生活相談員 1名、介護職員 3名（うち1名は相談員と兼務）、看護師・機能訓練指導員（兼務） 5名、調理員 5名、運転手 5名、事務 1名

《目標》

認知症であるご利用が出来る限り自立した日常生活を営むことを目標に、ご利用者の心身の特性をふまえ、その有する能力に応じて、介護予防認知症対応型通所介護サービスを提供していきます。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

温かい家庭的な雰囲気の中で、清潔で安全な入浴、ご利用者のご意見・ご要望をメニューに反映させたすべて手作りの昼食とおやつ他、行事やレクレーション等も季節感あふれるプログラムを提供しています。また、ご希望により個別機能訓練を実施し、お一人お一人の体力に合った計画に基づいて、筋力維持・向上のための体操や歩行訓練を行っています。

生活相談員、看護師等が、ご家族やケアマネジャーとの連絡を密に致し、より良いサービス提供に繋げています。

《利用者目標（契約者数）》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
1	1	1	1	1	1
10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	1	1	1	1	1

以下、地域ケアプラザ事業実施評価との共通部分（区と協議の上、策定して下さい。）

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・子ども・障害分野への対応）

相談窓口においては、高齢、障がい、子ども、医療等の各分野の制度や情報の収集は日頃から意識し、担当者が不在にならないよう勤務調整を行い、速やかに提供できるよう努めます。

相談窓口はもちろんの事、民生委員の会合への出席や出張相談会を通し、地域の高齢者の心身の状況や生活環境の把握に努めます。

内容が多岐にわたる相談には、区との情報共有を随時行い、連携した対応が行えるよう、毎月の区との連絡会ではケースカンファレンスを実施します。

地域の拠点に出向いた相談会は、大豆戸・新横浜地区に関して回数を増やします。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

毎朝、打ち合わせ会を行いお互いの職務内容の相互理解および、連絡漏れの無いように努めます。

地域交流及び地域包括の四職種会議、包括三職種会議を定期的に行い、職種ごとのテーマや課題を共有し、連携を深めます。

各部門の会議は、全職種が参加する職員会議で周知し、意見交換を行います。

研修や勉強会は年間の計画をたて、出席者が報告を行ない、内容を全員が周知できるようにします。

地域交流及び地域包括の共催事業を増やし困難ケースを4職種で共有解決できるよう連携します。

3 職員体制・育成

地域ケアプラザの業務は、地域包括支援センター、居宅介護支援事業など、それぞれの専門に応じて一定の資格が必要であるため、当ケアプラザにおいてはそれぞれの事業毎に必要な資格要件を満たした職員を、人員配置基準に従って適正に配置します。

福祉専門職としての能力を向上させるために、OJT体制を充実させます。新人教育はもちろん、採用年次による定期的な研修や、フォローアップ研修で質を高め、資格取得も支援します。

必要に応じて管理職との面談を行い、更に職場内でのコミュニケーションの活性化を図ります。

それぞれの専門分野に限らず、総合的で多様な問い合わせなどにも対応できるよう、職員会議等で情報を周知しあい、職員の育成に努めます。

4 地域福祉のネットワーク構築

平成23年度より新たに策定された地域福祉保健計画「ひっとプラン港北」の達成にむけて、それぞれの地区の抱えている課題への取り組みが円滑に実行できるよう、区や社協と連携し、バックアップに努めます。

地域の関係団体等の定期的な会合へ参加し、積極的に情報交換及び調整を行います。

太尾、菊名、新横浜地区へは継続して定期的に出向き出張相談会を行い、地域の福祉保健活動の拠点（元気づくりステーション）を増やす取り組みをします。また、地域保健活動団体同士の情報交換会や活動紹介を行い横のつながり深めます。

地域住民の生きがいや仲間作りに繋がるよう、ボランティア講習会を開催しボランティアを育成する取り組みを行います。

5 区行政との協働

区の福祉保健課職員と毎月連絡会を実施し、情報交換を行い、協働して課題解決に取り組めます。区内の職種毎の会合には、必ず参加し、行政からの情報をケアプラザに持ち帰り、周知します。また、メールや電話等もフルに活用し、随時情報交換や報告・相談を行います。

協働事業として子育てサロンや障害児支援などを行っていきます。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域の課題やニーズを把握するために、地域の関係団体等（町内会、地区社協、民生委員児童委員、保健活動推進員、地域住民、行政等）からの情報収集に努めます。また、地域のイベントにも積極的に参加し、地域とのつながりに努めます。

施設独自の広報紙や各種事業のPR紙を通し、地域や関係団体及び関係機関への情報提供を行います。また、ホームページにはケアプラザの活動内容や、福祉保健活動団体の活動内容を掲載し、随時更新し、常に新しい情報を提供します。

また、メールで市民から情報を受け入れられるようメールアドレスも公開しています。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

団体の活動内容をケアプラザ内に掲示し、広報及びホームページでも公開します。地域の掲示板には事業内容のチラシを貼り、また、他の情報誌にも掲示してもらう等、福祉保健活動に発展した団体を重点的に取り上げ、できるかぎり地域の大勢の方の目に留まるように工夫します。

貸室のご利用にあたっては、利用者アンケートで出た課題を解決し今後も間違い無く適切に利用していただけるよう周知、徹底します。また、団体登録においては区と連携を取りながら適切な団体登録の手続きを行います。

昨年度から団体の発表、交流の場、地域との交流の場の提供として「大豆戸芸術フェスタ」を開催しました。今年度はより多くの団体、地域住民に参加してもらう為に企画運営します。

事業から自主化した団体については地域で活躍できるよう後方支援していきます。

3 自主企画事業

高齢者・子育て・障がい者に限らず、把握した地域ニーズをもとに、福祉保健活動に発展させる事をねらいとした目標及び効果を設定し、事業を行います。

他の地域ケアプラザの取り組みを参考にする等、今まで取り組んでこなかった新しい視点も取り入れ、地域の幅広いニーズに対応できるような事業を展開していきます。

昨年度自主化した事業の後方支援を引き続き行うと共に、他事業においても更に自主活動に発展できるよう支援します。

より身近な地域の拠点に向き子育て支援や高齢者を対象とした事業を展開します。また、地域の学校との連携を見据え子どもの余暇活動への事業も充実させます。

団塊世代への支援としては男性が参加しやすい調理や歌などで外出の機会を作り地域に参加できるよう企画運営します。

地域包括支援センター

1 総合相談

総合相談支援（総合相談）

地域の高齢者からの総合相談に関しては当事者のみならず、家族や地域の状況もふまえて、地域包括支援センター三職種が連携し、速やかに訪問して本人・家族のニーズを把握するなど総合的に支援します。

高齢、障がい、子ども、医療等の各分野の制度や情報の収集は日頃から意識し、窓口の担当者が不在にならないよう勤務調整を行い、適切に対応できるよう努めます。

相談内容が多岐にわたる場合は、区との情報共有を随時行い、連携した対応がおこなえるよう、毎月の区との連絡会ではケースカンファレンスを実施します。

地域包括支援ネットワークの構築

- ・ 地域関係機関との関係構築を図る為、エリア内の交番・警察署や郵便局・横浜交通局などへ、大豆戸ＣＰのパンフレットを持参します。
- ・ 地域ケア会議の開催に向けて、月１回ケアマネジャー担当ケースの事例検討を、地域包括支援センター職員・地域交流職員が参加して開催します。

実態把握

行政機関や地域の関係者（民生委員など）や介護支援専門員とのネットワーク構築を心がけ、カンファレンスや地域での話し合いを開催し、密接な連携と情報共有を図り、地域のニーズを把握するように努めます。

ケアプラザで相談を受けるだけでなく、ケアプラザに来られない方たちの為に、地域に出向き、引き続き出張相談会を開催し、実態把握に努めます。出張相談会は、大豆戸・新横浜地区に関して回数を増やします。

2 権利擁護

権利擁護（権利擁護）

高齢者の権利擁護に関しては、相談者自らが主体的に問題解決に当たれるように、専門識者とも連携して、専門的・継続的な視点から支援していきます。

地域住民には、悪徳商法被害防止の呼びかけ及び認知症への理解を深める為の講座の実施、ケアマネジャー・民生委員向けには消費者センター相談員を講師とした講座等を開催し、普及・啓発活動を行います。

区内の成年後見サポートネットの実施協力と活用については、地域住民に対し区社協の協力を得て成年後見制度とあんしんセンターについての勉強会を実施します。また、行政書士会との連携し、年１回相談会を実施します。

権利擁護（高齢者虐待）

高齢者虐待の相談や通報、見守り等から虐待予防や早期発見対応を心がけ、区に報告し連携に努めます。

チームケアの視点からネットワークづくりを目指せるよう、区と高齢者虐待防止連絡会の実施を継続します。

今年度はポケットサイズの「虐待防止ガイドライン」を作成。関係者が常に携帯できる状態を目指します。

権利擁護（認知症）

地域へ出向く出張講座において、認知症への理解を深める講座及び悪徳商法からの身を守る為の講座を行い、地域住民の支えあいの力をサポートします。

菊名地区支え合い連絡協議会が実施する認知症サポーター養成講座をバックアップし地域の人々への認知症の知識の普及と地域の実情把握に努めます。

また、区社協の協力を得て成年後見制度とあんしんセンターについての勉強会を実施します。

区の徘徊 SOS ネットワークの会議等に参加し、共にネットワーク作りに取り組みます。

認知症サポーター養成講座を年4回、地域や関係機関で開催します。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

二次予防対象者を把握するために、地域の民生委員、保健活動推進委員、町内会等との連携により、地域の食事会や老人会へ出向き、地域に対して、虚弱高齢者に関する認識を高めていきます。

各地域の自治会館等を利用し、介護予防に関する出張相談会や介護予防体操を定期的実施し普及活動及び二次予防対象者の把握に努めます。

介護予防ケアマネジメント力

ご利用者のできることを共に発見し、ご利用者が主体的な行動がとれるよう活動意欲を高めることを主眼とします。

介護予防支援計画は生活機能の低下が生じた原因に対応し、且つ効果がみられるものとしてします。

ご利用者の介護予防支援計画を作成するに当たり、いつまでに達成できるかがわかるように、具体的な目標をたてます。

プラン再作成時は、サービスの実施状況や効果を評価し、ご利用者、ご家族の要望を抽出してサービスの内容の見直しをします。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

地域住民に対して出張相談会や介護者の集いを開催します。介護予防や認知症予防講座、介護保険制度や成年後見制度など、関係機関とも協力し啓発活動を行います。

地域の民生委員の会合に定期的に参加するとともに、民生委員とケアマネジャーとの懇談会を行い、情報収集、情報交換、相互理解を深めます。

医療・介護の連携推進支援

協力医の来所日に合わせて、地域のケアマネジャーに対する相談会を継続して実施します。

エリア内の医療機関に対して地域包括支援センター・地域交流の業務について、案内や広報紙を配布しての周知活動を継続して行います。

エリア内の薬局に対してもエリア内の医療機関と同様に、地域包括支援センター・地域交流の業務について、案内や広報紙を配布しての周知活動を行います。

港北区高齢者支援ネットワークへ参加して、医療・介護連携推進を行います。

ケアマネジャー支援

支援困難ケースの相談による同行訪問や、サービス担当者会議への出席依頼に対して、積極的に関わりが持てる様に3職種で連携して対応します。

新任・就労予定ケアマネジャーに対して区内地域ケアプラザ合同で横浜市一般行政サービスの勉強会やフォローアップ研修を実施。篠原地域包括支援センター共催による、固定メンバーに対して年4回の勉強会を実施します。

篠原地域包括支援センター共催による、新任ケアマネ勉強会を卒業したメンバーへの勉強会支援も継続を実施します。

介護予防事業

介護予防事業

一般高齢者を対象に、住み慣れた地域で今までの生活が継続できるよう、体力向上プログラムを年2回コースで開催します。必要に応じて、開催回数を増やします。

参加後も、介護予防サロンや介護予防リズム体操教室等の参加に繋がるよう働きかけを行います。外出や歌の事業も含め、地域活動交流事業と共催で行います。元気づくりステーションについては区役所と協力し合い取り組みます。

その他

4 ボランティアの育成及びコーディネート

ボランティアが継続し仲間作りができるようボランティア講座を開催します。
ボランティア団体である「ひとつぶの会」と「ふたばの会」が更に発展できるよう
会合には職員複数が毎回出席し、課題解決の支援をします。

広報紙やホームページにはボランティアの活動紹介をし、地域にボランティアの活
動内容が周知できるよう努めます。

高齢者の生きがい作り支援のため、ヨコハマいきいきポイント事業の普及啓発に努
めます。

港北移動を考える会と共催でボランティア保険についてや車いす実技などの勉強会
を地域に向けて企画運営します。安心してボランティアできる環境を作ります。

平成25年度 地域ケアプラザ収支予算書

施設名：大豆戸地域ケアプラザ

平成25年4月1日～平成26年3月31日
(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	通所介護	予防通所介護	認知症対応型 通所介護
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援				
収入	指定管理料収入	17,543	27,079	2,583					
	介護保険収入				14,195	24,468	107,984	11,007	37,584
	その他								
	補助金収入								
	認定調査					170			
	その他	108	61			1,122	237		27
	収入合計(A)	17,651	27,140	2,583	14,195	25,760	108,221	11,007	37,611
支出	人件費	10,503	21,790	2,199	6,461	20,505	61,469		19,834
	事務費	2,614	2,262			6,461	16,150		3,990
	事業費			384					
	管理費	4,203	1,116			8	8,533		1,754
	その他								
	施設使用料相当額						3,072		918
	他会計区分繰入								
	支出合計(B)	17,320	25,168	2,583	6,461	26,974	89,224	0	26,496
	収支 (A) - (B)	331	1,972	0	7,734	-1,214	18,997	11,007	11,115

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等他の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。